

緊急
レポート

早くも発足1年 裁判員制度

矛盾噴出するインスタント裁判 市民の8割以上が“出頭拒否”

弁護士 高山 俊吉

「簡易・迅速・重罰」
実体は市民の司法動員

年間二〇〇〇件に上る裁判員制度の先頭を切った東京地裁、さいたま地裁、青森地裁の三裁判をも一度思い起こそう。

東京地裁の事件（〇九年八月三日）は、近所に住む中年女性を独居の初老男性がナイフで刺し殺したというケースだった。民衆が民衆を裁いたのが司法史上最初の裁判は、実質二日半で審理を終え、その判決はあきれれるほど検察官主張をなぞっただけのものだった。「やれるものならやつてみる」と言ったという被害者の言葉や、ナイフを持って追いかけてなどいなの被告人の主張もまったく受け入れられなかった。殺した理由や被告人が負う責任の限度に関する検討もなきに等しく、貧困、差別、孤独、疎外などの背景事情も一顧だにされなかった。

「市民参加」と「分かりやすい法廷」のことさらな演出。論点と証拠を極少にしてビジュアル化し「分かりやすく」した分、真実の

究明は確実に犠牲にされた。決められた時間割に従った反対尋問と被告人に対する糾問的な裁判員質問。検察の圧倒的優位のもとに法廷は訴訟技術のプレゼン合戦の場と化し、刑事裁判はショーになった。そして重い量刑（求刑二年・判決五年）。それはもはや刑事裁判と称し得るものではなかった。

裁判長は、裁判員候補一〇〇人のうち四七人の出頭を「意外に高率」と喜んだという。そんななまじめに出頭しなくてもいいと言ったようなものだ。ある裁判員は中途で離脱し、ある裁判員は「四日間はずいぶん長い」と訴え、ある裁判員は判決を前に「一人で泣いた」。

裁判所前で大量の抗議のビラがまかれ、裁判所は五〇〇人もデモ隊に包囲され、裁判開始の前と後に持たれた「大運動」の記者会見場には多くのメディアが詰めかけ、初の裁判員裁判は被告人の控訴で幕を閉じた。

さいたま地裁の事件（八月一日）は、金を借りた男が貸した男を殺そうとして未遂に終わったという自首事件。実質審理時間は僅

か六時間二〇分で、調べた証人は被害者本人だけ。検察も弁護も最高裁調製の量刑分布図をもとに量刑を「争った」。裁判員は長い休憩の後に被告人に質問した。「凶行は思いとどまらなかったか」「なぜ助けなかったか」「自首で減輕を期待したのか」等々。いやはやである。

求刑六年、判決四年六月。「犯行経緯にほとんど触れず、弁護側主張をなぜ退けたのかに触れない判決」（検察と弁護の）マンパワーの違いは歴然」とマスコミ。「判決は踏み込んだ事実認定をしなかった」と弁護士。「おおむね裁判員のご理解が得られた」と検察。

「考える間もなかった」「非常に重くて苦しい制度」「夜も眠れない」「もう一日いたら倒れたかも」「疲れた、もういい」「秘密をかかえて生きてゆくのは大変」……。「やる気」で出かけていった裁判員たちの感想がこれである。記者会見の途中で、評議の秘密の暴露にあたるおそれありと裁判所職員から「発言制止」も受けた。どこに「市民の司法参加」を喜ぶ裁判

矛盾噴出するインスタント裁判
市民の8割以上が“出頭拒否”

員の感動があったか。さいたま地裁前でも、「まっぴらごめん裁判員」の横断幕を掲げた市民と地元弁護士たちの抗議行動が展開された。

青森地裁の事件（九月一日）は、強盗強姦二件と窃盗・窃盗未遂の計四件（強盗強姦二件は少年時代のもの）。秘密主義は第一日から始まった。裁判員の選任手続きを行った後、裁判所は裁判員の男女比も発表せず、取材記者たちから批判の声が上がった。

法廷内の匿名化、調書朗読の一部省略、ビデオリンク方式による別室証言等々と裁判所と検察は、被害者への「配慮」を徹底した一方、傍聴席は頻りに証拠から遮断され、「国民の知らないところで内容不透明な刑事裁判が行われる」状態が現実となった。「性犯罪被害者をどう守るか」をめぐる論議が連日全国の新聞紙面に溢れた。誰に判決を言い渡されたのか知りたいという被告人の思いを蹂躪する裁判所が、他人に知られたくないという被害者の心情だけは尊重した。

裁判員裁判の基本的な問題性は、性犯罪を裁判員裁判事件とすることのよしあしにすり替えられた。判決は弁護士が提起した五年の三倍の懲役一五年、それも求刑どおり。ここでも制度に反対する地元市民団体のほか、地元や東北地域の弁護士たちが連日現れ、「裁判員制度はいらない！」の幟や横断幕が紺碧の空にはためいた。

「簡易・迅速・重罰」は、早くも冒頭三件の裁判員裁判に強烈に示され、「市民参加」の実体が「市民の司法動員」であることを多くの人々が知った。「市民の風が法廷に吹く」とか「市民参加で刑事司法の改革を」などと脳天気な言説をくり広げてきた御仁たちはどう釈明するのか。

**候補者「高出頭率」のウソ
常態化する「隠れ拒絶派」**

その一方で、「裁判員候補者の出頭率九〇割前後」「予想外のうれしい誤算」などの報道が盛んに展開された。

しかし、そこには大きな欺瞞があった。例えば、基本対象者一〇

〇人のうち最高裁による除外指導対象者三〇人を除く七〇人に地裁が呼出状を送り、地裁レベルでさらに三〇人に不出頭を認めた結果、残った候補者（出頭予定者）が四〇人になり、実際には三六人しか出頭しなかったとする。そのとき裁判所は四〇人中三六人が出頭したと発表する。しかし、「出頭予定者四〇人」という捉え方には、とんでもない「ウラ」がある。

最高裁は、候補者名簿に記載した者へその事実を通知し（裁判員法二五条—以下、裁判員法を「法」と言う）、「調査票」を送る。法には調査票に関する規定がなく、だから回答の義務もないのだが、最高裁は、調査票への対応を見て、①無資格者（衆院議員の選挙権を持たない者）、②欠格事由者（心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある者など）、③禁止事由者（一定の職業の者）、④辞退事由者（重病病傷害、介護養育、重要用務、父母の葬式等、辞退政令該当など）を探し始める。最高裁事務総局は、これを「名簿から早く除外して無用な呼び出しを避ける」ためと説明する。法は各

地裁が選任を行うと定めている（二三条三項）のに、最高裁は一次審査と称して早々と除外準備作業に入ってしまうのだ。

一昨年一月末に名簿記載通知が送られた国民は二九万五〇〇〇人ほど。返送者は一二万五〇〇〇人におよび、最高裁はそのうち二万二〇〇〇人から「重病病傷害」の回答があったと発表した。しかし、返送者の一七・六割が重病病傷害というものはあり得ない。その多くは、不出頭を許さない最高裁に抵抗する仮病を使った「隠れ拒絶」派であろう。昨年一月に行われた二年目の名簿記載通知でもほぼ同様の数字になった。もはや拒絶の常態化である。

実際の手順としては、最高裁の除外指導の下で、各地裁が事件毎に行う呼び出し通知と一緒に送る「質問票」（調査票とほぼ同じ内容だが、これは法で提出が義務づけられていて、ウンを書けば処罰もある。法三〇条、一一〇条など）への回答によって除外の要否を判断する（二次審査）。最高裁の調査票で「重病病傷害回答者」の多くが除外され、地裁の

質問票でさらに除外される。診断書の提出を求めたり、病状の調査を行ったりすることは原則としてない。調査票や質問票に対して重病等の理由で辞退を申し出ると、本当かどうかをことさら確認せず、呼び出しを取り消す場合が多いということだ（下「概念図」参照）。

整理するところなる。最高裁が調査票への回答を見て事実上出頭除外を認める事例や地裁が質問票への回答を見て出頭除外を認める事例が多い。除外された者の大半は、出頭を厭う国民がその「理屈」として、心身の故障などの欠格事由、重疾病傷害・介護養育・重要用務、辞退政令が認める辞退事由などを挙げているということである（実際には、期日当日の三次審査による除外がこれにさらに加わる）。

当局は、「厭裁判員」の機運が広がることを恐れて、現在のところ、大量の事前拒絶を容認する構えだ。実際、最高裁の担当者自身、「事前に広く辞退を認める審査をしているので、高出頭率になるのでは」（〇九年一〇月八付け「東京新聞」と「白」）までしている。

従って、削りに削った結果の期日当日の出頭予定者を分母にし、実際の出頭者を分子にして参加状況が良好だなどと判断するのは、参加拒絶のすう勢を誤解させるまやかしの説明なのである。

判決は月平均たったの二八件 事件処理「麻痺状態」は必至

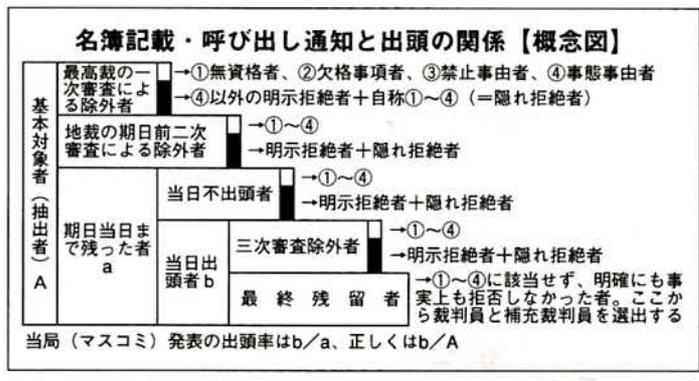
裁判員裁判は、目的や狙いが次第に知られ、候補者の出頭拒否の急増で破たんの様相を濃くしているが、危機はそれだけではない。裁判の処理自体もお先真っ暗の深刻な事態に陥っている。

裁判員裁判の対象となる重大刑事事件は、従来はおおむね次のように処理されていた。例えば六年前の〇四年は、公判開廷回数は平均五回（自白事件の公判開廷回数は平均四回、否認事件は平均一〇回）だった。当時は連日開廷というやり方が基本的になかったから、審理期間は多く数カ月におよんだが、それでも年間三三〇八件の判決を言い渡していた（公判前整理手続きが取り入れられたのは翌〇五年である）。公判開廷日を年二五〇日とすれば、

毎日全国の地裁で一三件強の判決が言い渡されていたことになる。

裁判員裁判が始まった昨年八月から昨年末までの五カ月間の状況を見る。この間、重大事件の発生件数が激減し、裁判員裁判は年二〇〇〇件程度の水準で推移すると推定されている。年二〇〇〇件なら五カ月間で八三三件の計算だが、年末までに判決にたどりつけたのはたった一三八件（月平均二八件）だった。裁判員裁判の対象事件でも、制度施行前に起訴されていれば職業裁判官が審理をする。その判決が別にあることを考慮しても、この判決件数の少なさは驚くべきものだ。実施後一年目の今年七月までに年間件数二〇〇〇件から一三八件を引いた一八六二件（月二六六件）の判決を言い渡せるか。これは昨年の裁判員裁判の九・五倍のハイペースだ。そのような事件処理はできるはずもない。

情状事件中心に始めた簡易・簡略裁判員裁判でもこれしか処理できなかつた。最高裁や法務省にとって現下の事態は言葉にできないほど深刻である。今後多く登場す



る無罪を争う事件（年平均七〇〇件前後）や死刑求刑事件（年平均二〇件前後）が、そうでなくても滞留事件の処理に追われる現場の裁判官を津波のように襲う。これをつたいどう凌げと言うのか。

裁判所や検察庁は、無謀極まる促進策を実施しようとしている。滞留事件の多い裁判所では、公判前整理手続きをさらに空洞化・形式化させて「進行協議」方式を事

矛盾噴出するインスタント裁判 市民の8割以上が“出頭拒否”

実上の原則にし、公判前整理手続きを進行協議の終わりに一回だけ開く方式まで提起している。そうなれば、被告人は出頭できず、執務時間外開催もあり得、手続き調書は作成されない。今年一月、最高検は「核心捜査」を強調し、公判前整理手続きの早期終結を現場に徹底する検事会同を開いた。

しかし、それらの促進策は事件の破滅的滞留を解消しない。公判開始をいくらか先延ばししたところで、新たな事件が次々と発生する。何と言っても滞留事件数が多すぎるのである。

「プロが効率的な事前整理を行い、素人参加の数日間の裁判で年間二〇〇〇件程度の判決を言い渡す」計画は、開始半年で内部からも破たんした。現場の裁判官や職員は、整理手続き、進行協議、選任手続き、庶務・雑務に追われている。裁判員裁判の専任裁判官がいるわけではないから、一般刑事事件の処理遅滞も甚だしく、疲労が刑事部を覆っている。

「インスタント判決」と「権力司法思想の市民注入」の同時追求と

いうもくろみは、内外の反論・異論と現実の矛盾に包囲され、今や音立てて崩落し始めている。

市民はますます嫌気差す 物好きだけの怖い裁判？

鹿児島地裁で五例目の裁判員裁判が始まった。罪名は強盗致傷。集金中の信金職員を襲って包丁で斬りつけ、九〇万円ほどのバッグを奪ったとされる事案である。五九歳の会社役員の被告人は起訴事実の一部を否認しており、同裁判所では初めての否認事件ということになった。

裁判員や補充裁判員らは、選任日のほかに七日間裁判所に通わねばならず、週末を挟んで一日間にもたがる拘束になる。地裁は異例の多数県民二〇〇人に呼び出し状を送った。はたせるかな辞退者が続出、その数一五〇人に達した（無資格者を含む）。加えて当日出頭した候補者からさらに一五人が辞退を認められた。残ったのはわずか三五人。選任に漏れた裁判員候補者は「ホテル暮らしをせずにすんで助かった」とメディアにも

らした。

二〇〇人中の三五人は一七・五割。制度が始まって八割を超えている国民が依然として背を向けている。まもなく出頭率は二〇割程度になるだろうと言われているのも、嫌悪度が高まると呼び出し数を増やすしかなくなるからだ。途中解任の増加も見込んで補充裁判員も増やさねばならない。嫌がる市民をますます嫌がらせる方向に事態は進行している。最高裁や法務省にとっては地獄への道である。

やりたい人だけがやる制度も困ったものではないかという議論がある。世の中の一割くらいの物好き、暇人、したり顔、裁きたがり評論家が集合し、結果、「怖い裁判」が大量生産されるのではという懸念である。結論を言えば、私たちがそのことを心配する必要はない。そのような裁判員裁判を恐れているのはほかならぬ最高裁と法務省だからだ。彼らは、世の好事家たちを集めて権力的な感覚を身につけさせようとする計画を作ったのではない。そのような裁判員になってしまえばもくろみは完全

に失敗である。

私たちの力をさらに強め、一日も早く結論に到達することにより、「怖い裁判」の期間を可能な限り短くしたいと思うが、とりあえずは、出頭者が特異な人たちがばかりになるうがなるまいが、出頭者を極限まで減らす必要がある。

私が呼びかけ人の一人をつとめる「裁判制度はいらない！大運動」は、昨秋以来月刊誌「裁判制度はいらない！全国情報」を発行している（連絡先は、新都心法律事務所 電話〇三―三三三―四八―五二―一六二 FAX〇三―三三三―四八―五二―一三三）。ぜひご覧いただきたい。また、この運動は、今年五月一八日に東京・日比谷公会堂で、「裁判員制度にとどめを！全国集会」を開催する。一人でも多くの皆さんが参加され、みんなの「拒否力」で制度の廃止への道筋をはっきりとつけていと思う。

●たかやま・しゅんきち 一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属、高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法など交通分野を追究すると同時に、憲法と人権の日弁連を目指す会代表として、憲法や司法をめぐる問題についても活発に発言。「道交法の謎」「裁判員制度はいらない」など著書多数。